第３章　災害復旧復興計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

全機関

第１　基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する

第２　主な活動

１　原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
２　復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第３　活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移す。

(1) 基本方針の策定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

(2) 情報公開・住民参加

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うこととし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

２　実施体制の確立

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求め、実施体制を確立する。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

全機関

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の適切な処理を実施する。

関係機関・関係団体は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第２　主な活動

１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。

２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第３　活動の内容

１　被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

⑴　計画的かつ効率的復旧事業の推進

市及び県は、被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

⑵　改良復旧の推進

市及び県は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

⑶　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置され　た災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

⑷　指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

⑸　土砂災害防止対策の推進

市及び県は、大雨に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

⑹　復旧予定時期の明示

ライフライン、交通、輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

⑺　総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

⑻　事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

(9) 補助事業の活用

災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、災害の報告を速やかに行うものとする。

復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

なお、緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(10) 関係機関との連携により暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

２　災害廃棄物・土砂の処理

(1) 排出量の推定

倒壊家屋数等から、災害廃棄物・土砂の排出量を推定する。

(2) 災害廃棄物及び土砂の処理の実施

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物・土砂の適正かつ迅速な処理が求められる。

市は発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物・土砂の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。また、災害廃棄物・土砂の処理に当たっては、下記事項について留意する。

ア　住宅の災害廃棄物の処理、土砂等仮置場等への搬入等は、原則として住民が実施する。公共施設の解体等は、施設管理者が実施する。

イ　適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

ウ　復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

エ　環境汚染の防止、アスベスト対策等、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

(3) 応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村等から応援を求める。また、被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

３　復旧事業の種類

被災施設の復旧については、関係法令及びそれぞれの定める計画により、概ね次の事業について計画する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

(3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、清掃法）

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

(7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

(9) その他災害復旧事業計画

第３節　計画的な復興

全機関

第１　基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した安全安心なまちづくりを実施する。

第２　主な活動

1　複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、体制を整備する。

2　再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した安心安全なまちづくりを実施する。

3　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進。

第３　活動の内容

1　復興計画の作成

被災地域の再建にあたり、更に災害に強い安心安全なまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障害者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

2　災害に強い安全安心な防災まちづくり

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「岡谷市の都市づくりの基本理念」のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した安全安心なまちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 総合的な都市・市街地整備事業の活用

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、安全安心なまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

(2) 都市防災機能の強化

安全安心なまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア　オープンスペースの充実化

都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ　共同溝化の推進

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ　不適格建築物の解消

既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

(3) 復興計画実施上の留意点

ア　復旧事業の迅速化

復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

イ　住民参加の推進

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

また、女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

ウ　周辺住民の安全

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、県から事業者等に対し適切に解体等を行うよう指導・助言することを依頼するものとする。

３　住民参加

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、安全安心なまちづくりへの理解と協力に努めるものとする。

４　特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業にとなり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(1) 市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

(2) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を策定し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な

復興を図るものとする。

(3)　特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第４節　資金計画

企画班・財政班

第１　基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第２　主な活動

市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第３　活動の内容

１　市の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債
災害関連事業債

(2) 地方交付税
普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金
災害応急融資

２　市及び県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

税務班・社会福祉班・健康推進班・産業振興部全班・都市計画班

第１　基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２　主な活動

1　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
2　被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
3　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を周知する。
4　被災地における雇用維持等のため、県及び公共職業安定所が行う被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。
5　被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
6　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
7　被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
8　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
9　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
10　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
11　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
12　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第３　活動の内容

１　住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、市区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う

ものとする。

(3) 既存市営住宅の再建
既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅への優先入居
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 居住地外避難者の対応
居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

２　被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興による復興

市は、一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用について県と協議し、被災者の円滑な生活再建の支援を行うため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(1) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地域振興局へ報告する。

(2) 被災者生活支援法が適用された場合、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、申請に要する罹災証明等の必要書類を発行する。

(3) 被災世帯から提出された申請書類等を確認及び点検し速やかに県へ提出する。

３　生活福祉資金（災害援護資金等）の活用

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

４　被災者の労働対策

市は、被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実施する職業あっせん活動等へ協力する。

５　生活保護

市は、被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

６　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、「岡谷市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給を行う。

７　災害見舞金の支給

市は、「岡谷市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害見舞金の支給を行う。

８　災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害を

受けた世帯に対し、その生活を立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

９　租税の徴収猶予、及び減免

市は、災害による被災者の生活の安定を図るため、市は、地方税法又は岡谷市市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(1) 期限の延長

市は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して期限を延長する。

(2) 減免

市は、岡谷市市税条例等に定めるところにより、市民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の減免について、必要な措置を実施する。

10　罹災証明書の交付

社会福祉班は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に、罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

11　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(1) 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

(3) 住民に対し、掲示板、広報誌等を活用し広報を行う。

(4) 報道機関に対し、発表を行う。

12　被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第６節　被災中小企業等の復興

産業振興部全班

第１　基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
２　事業再開に対する相談体制を整備する。

第３　活動の内容

１　被災農林事業者に対する支援

県により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図る。

(1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対する次の資金の融資

ア　被災農林事業者の経営安定に必要な資金
イ　被災農林業組合の事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫資金

「㈱日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対する次の資金の融資

ア　農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
イ　被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
ウ　復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
エ　被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
オ　共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対する農業経営に必要な資金の融資

(4) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失の補償

２　被災中小企業者に対する支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1) 政府系中小企業金融機関

ア　日本政策金融公庫資金
イ　商工組合中央金庫資金

ウ　日本政策投資銀行資金

(2) 県が実施する中小企業融資制度

ア　中小企業融資制度資金（融資）

(3) 市が実施する措置

市は、利活用できる金融の特別措置について、被災した中小企業者に対し周知徹底を図る。

第７節　被災した観光地の復興

産業振興部全班

第１　基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。

２　風評被害防止を図るため、被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第３　活動の内容

１　被災した観光地に対する支援

(1) 市の実施対策

ア　被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェヴサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止策を推進する。

イ　被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

(2) 観光事業者の実施対策

営業状況及び復旧状況などを情報発信する。